

一、各組合の所属支部は爭議を宣言するに當ては前以て組合本部の准威あり、後關
に問題と提記して其の対策を得べし。

二、爭議の進行中と兼、組合本部の決定による爭議中止案成立場合は之に服すること。
但し、この場合本部の協議には各責任者参加の上たること。

三、支部は組合本部の調査表を作成し、其して任意に実行し、爭議前に於て關係工
場との一一致關係を明白にすること。

四、本決議は日北同盟十五年度大會の名を以て加野組合に実行せしむること。
以上の決議に対し大阪聯合會より「労働組合の職能はストライキの力ではおいかストライキは勞
働組合の全職能中の第一義的のものにある。殊に労働組合の基礎未だ充分に確立せず、然
し資本家の強力的攻撃をとりつゝある現況に於ては殊に然りである。

斯ういふ意見ある任務をよりよく効果あらしむる方面はストライキを統制することは絶対に必
要である。しかしながら今日之れを罷業基金より撤除し、統制することは困難である。そ
れ以上吾等今日の狀態に於ては教育訓練によつてこそ統制を行ふことが最も妥當なと
思ふ」との修正意見出で、教次討論せしむるに於ては、統制會議議長等名の十二名の小委
員會を兩年度協議上左記の記の如き決議文を作製し、満足一致可決。

爭議統制に關する決議

爭議の統制は絶対的に必要である。故に本大會は各産業並下地の事情を考慮し、各組
合並下聯合体に於て着々実行すべきものたる事、決議す。

(四)改正工場法(大正二十二年三月二十九日法律第三十三号)中の附則全文を即時削除し、こ
れに同法中「空宿舎制度を監督すべき條文」を追加するに前願運動に共する件(一
般労働組合労働組合提出)可決

理由 深夜業の停止並に労働年労働日及び労働時間の制限を設け、或る多量の事案
によりて證明されてある。此に本案並に労働年労働日及び労働時間の制限を設け、或る多量の事案
を設けたりしと雖も、尚三年間の猶存期間を存する。我等は一刻も早く禁
止を断行して労働者を防止すると同時に空宿舎制度の監督の制度を追加したい。

実行方法、臨時請願設置、勸告、構成、諸般一切の事務を遂行せしむ
其の請願は、空宿舎制度を監督する一法。

(五) 組合計制度確立に採る決議案(大東同盟會提出)

(四) 組合機關に會計會議を採用する。件、(大東同盟會提出)

(四) 組合機關に會計會議を採用する。件、(大東同盟會提出)

(四) 組合機關に會計會議を採用する。件、(大東同盟會提出)

(四) 組合機關に會計會議を採用する。件、(大東同盟會提出)

(四) 組合機關に會計會議を採用する。件、(大東同盟會提出)